

デロイト トーマツ チャイナ ニュース

中国の投資・会計・税務情報

Vol.163 June 2016

Contents

投資情報

企業年金規定の改正動向.....	2
------------------	---

税務情報

増値税改革試験～クロスボーダーの課税行為に係る増値税免税管理規定の公布.....	5
--	---

投資入門 Q&A7

財務・税務デューデリジェンスにおける中国企業特有の留意点.....	7
-----------------------------------	---

中国業務に関する主なお問合せ先.....	10
----------------------	----

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

発行人: デロイト トーマツ 中国サービス グループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346
E-Mail: chinanews@tohmatso.co.jp

投資情報

企業年金規定の改正動向

2016年6月8日、中国人力資源社会保障部は、「企業年金規定(意見募集稿)」(以下、「本意見募集稿」と表記)を公布し、7月6日を期限としてパブリックコメントを募集しています。

2014年時点において中国の60歳以上の人口は2億人を超え、全人口の15.5%を占めるに至りました。高齢化社会が急速的に進行しているなか、高齢者に関連する政府の財政負担も急増しています。政府の財政負担を軽減しつつ、高齢者への生活保障を提供する手段の一つとして、中国は、2004年より「企業年金試行弁法」を施行し企業年金制度の導入を提唱してきました。しかしながら、2015年までの企業年金加入者は全国の非農村就業人口の5%にとどまっており、企業年金制度の普及促進は喫緊の課題となっています。このような背景の下、当局は企業年金制度の導入にインセンティブを与えることを目的として、2015年に施行された「機関単位職業年金」(国弁発[2015]18号)に対応する形で本意見募集稿を作成し公表しました。本稿では、Q&A形式で本意見募集稿の概要を紹介します。

Q1 企業年金制度とは？

A1 中国の企業年金制度は日本の厚生年金に類似する制度で、企業が従業員の福利厚生のために導入するものです。ただし、企業年金制度の導入条件の一つとして、関連法令に従い基本養老保険に加入し保険費用の支払義務を履行することが前提条件となっています。

Q2 企業年金制度の導入は強制されますか？

A2 企業年金制度の導入は強制ではなく、あくまでも企業の判断に委ねられている任意の制度です。企業年金制度の導入により、企業が人材を引き留めやすくなる効果が期待される一方、導入後は継続して費用負担が発生するため、企業にとって過度の負担となることがないよう、各企業の経営状況や財政状態に合った自主的な運営が必要となります。その点、強制制度である基本養老保険とは異なります。

Q3 企業年金費用における企業負担はどのくらいですか？

A3 今回の改正のポイントは、企業年金費用に対する企業負担の軽減です。本意見募集稿では、企業年金費用の企業負担分の上限について、同企業における前年度従業員賃金総額の1/12から8%へ、企業と従業員による年金費用拠出の合計は前年度従業員賃金総額の1/6から12%へと、それぞれ引き下げられています。また、当該制度では企業年金の拠出金における年金運用損益は従業員個人に帰属するため、日本の確定拠出制度に類似し、企業における年金費用の負担額は安定的で予測可能です。

Q4 企業年金制度の導入においてどのような手続が必要となりますか？

A4 企業年金制度の導入に当たって、企業は企業年金制度の草案を作成し、その内容について従業員と協議を行い従業員代表大会あるいは従業員全員による同意を得る必要があります。従業員代表大会あるいは従業員の同意を得た後、企業は企業年金制度の草案を所管政府部門(企業所在地における県レベル以上の人力資源社会保

障部門等¹⁾に届出ます。届出後 15 日を経過しても所管政府部門から異議が提起されなければ、当該企業年金制度は直ちに発効されます。

Q5 企業年金制度の変更は可能ですか？

A5 本意見募集稿によれば、導入した企業年金制度は、政府の政策規定に従い、企業と従業員との間に必要な協議・合意をもって、企業の状況に応じて変更することができます。また、関連政策に改正があった場合や、企業年金制度加入者の半数以上が当該制度の内容変更を提言した場合には、企業がそれに応じて既存の企業年金制度を変更しなければなりません。

なお、変更の際には、Q4 の手続に従い、従業員代表大会あるいは従業員の同意の取得と所管政府部門への届出(変更後 10 日以内)が必要です。

Q6 企業年金制度の中止は可能ですか？

A6 本意見募集稿によれば、企業年金制度導入後、企業が事業損失やリストラ等の原因により継続して年金費用の拠出ができない場合には、従業員と協議の上、年金費用の支払を一時的に中止することができます。その後、年金費用の支払が再開された際に、企業の状況に応じて、拠出を一時中止した時点の企業年金制度の規定に従い、遡って未納期間の年金費用を追納することができます。

なお、一時中止を行う際には、Q4 の手続に従い、従業員代表大会あるいは従業員の同意の取得と所管政府部門への届出(変更後 10 日以内)が必要です。

Q7 企業年金制度はどのような場合に終了するのでしょうか？

A7 以下の 3 つの場合、企業年金制度は終了することになります。

- ① 企業が解散または破産宣告された等の原因により企業年金制度を継続できなくなった場合
- ② 不可抗力等の原因により企業年金制度を継続できなくなった場合
- ③ 企業年金制度において約定された終了の条件に達した場合

Q8 企業年金基金の運用管理はどのように規定されていますか？

A8 企業年金基金の管理業務は企業内部の企業年金理事会²⁾または企業外部の法人受託機構(以下、両者のことを“受託者”と表記)に委託する必要があります。その際に企業は受託者と委託管理契約を締結しなければなりません。また、受託者は、年金管理業務以外のいかなる営利活動も禁止されています。

受託者は、企業年金基金の口座管理、投資運営や企業年金基金の保管業務を企業年金管理資格を有する第三者機関に再委託することができます。

¹⁾ 届出先は企業によって異なります。中央所属企業は人力資源社会保障部に、省を跨いだ企業は本部所在地における県レベル以上の人力資源社会保障部門に、また省内いくつかの地域を跨いだ企業は本部所在地における市レベル以上の人力資源社会保障部門に届出します。

²⁾ 本意見募集稿において企業年金理事会にメンバーの三分の一以上は従業員代表が担当することを求められます。

Q9 企業年金はどのような場合に引出ができますか？

A9 以下の場合のみ企業年金を引き出すことが可能とされています。

- ① 企業年金加入者が関連規定に従い退職年齢に達した場合には、月次または一定期間に分割して引き出すことができるほか、一括して商業養老保険商品の購入代金に充てることもできます。
- ② 企業年金加入者が海外に定住する場合、企業年金を一括して引き出すことができます。
- ③ 企業年金加入者が死亡した場合、企業年金残高は適正な相続人が相続することができます。

税務情報

増値税改革試験～クロスボーダーの課税行為に係る増値税免税管理規定の公布

中国では、2016年5月1日から、営業税に代えて増値税を徴収する試験(以下、増値税改革試験)が全面的に実施され、すべての業種が増値税の対象に移行しました¹。この増値税改革試験において、中国国内から中国国外へのサービス提供、無形資産の販売等(以下、クロスボーダーの課税行為)には、増値税ゼロ税率もしくは増値税免税政策が適用されます。増値税ゼロ税率と増値税免税政策のいずれが適用される場合も、クロスボーダーの課税行為に係る売上高に対して増値税は課されませんが、増値税の納付税額を計算する際、増値税ゼロ税率が適用される場合はサービス提供等に係る仕入税額の控除が認められるのに対し、増値税免税政策が適用される場合は仕入税額の控除が認められません。「営業税に代えて増値税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知」(財税[2016]36号)²(以下、36号通達)の付属文書4「クロスボーダーの課税行為に対する増値税ゼロ税率および免税政策の適用に関する規定」では、上記の各政策が適用される課税行為をそれぞれ列挙するとともに、これらの政策に関する原則的な事項について規定しています。

2016年5月に国家税務総局は、クロスボーダーの課税行為に係る上記の政策のうち、増値税免税政策の実施に係る細則として、「営業税に代わる増値税の徴収におけるクロスボーダーの課税行為に係る増値税免税管理弁法(試行)」(国家税務総局公告2016年第29号)³(以下、29号公告)を公布しました。これは、従来の増値税免税管理弁法(国家税務総局公告2014年第49号)に取って代わるものであり、2016年5月1日施行とされています。

以下では、29号公告の主な要点として、増値税免税政策の適用条件と当該政策を適用するための届出手段について簡単に説明します⁴。

1. 免税の適用条件

増値税免税政策は、36号通達の付属文書4および29号公告において、当該政策の適用対象として列挙されるクロスボーダーの課税行為(以下、増値税免除項目)に適用されます。29号公告では20の増値税免除項目を列挙し、そのうちの一部の項目については免税となる課税行為の範囲を詳細に定めています。

29号公告に基づき、納税者に発生するクロスボーダーの課税行為が増値税免除項目に該当することのほか、次のことも当該政策を適用するための条件となります。

- ・ 納税者がクロスボーダーのサービスまたは無形資産の販売契約を締結すること(一部の課税行為を除く)
- ・ 納税者が国外組織にサービスまたは無形資産を販売する場合、当該販売に係るすべての収入を国外から取得すること

¹ [Tohatsu China News2016年3月号\(Vo.160\)](#)を参照。

² 36号通達の詳細については、[Tax Analysis2016年3月24日号/中国](#)を参照。

³ <http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2132696/content.html>

⁴ 当該公告の要点(増値税免除項目の一覧表を含む)およびデロイト中国のコメントについては、[Tax Analysis2016年6月号/中国「クロスボーダーの課税行為に係る増値税免税管理規定の公布」](#)を参照。

2. 新政策の概要免税の届出手続

上記の適用条件を満たすクロスボーダーの課税行為について、増値税免税政策の適用を受けようとする納税者は、所轄税務機関で免税の届出手続を行う必要があります。所轄税務機関は、納税者の提出した届出書類がすべて整い、規定の形式にも合っていれば、その届出を受理しなければなりません。29号公告に基づき、納税者が届出手続を行う際に提出すべき書類には主に次のものが含まれます。

- ・ クロスボーダーの課税行為に係る免税届出表
- ・ クロスボーダーのサービスまたは無形資産の販売に係る契約書
- ・ サービス地点が国外であることの証明書類(適用される場合)
- ・ 購入者の機構所在地が国外であることの証明書類(適用される場合)
- ・ 増値税ゼロ税率の適用を放棄することに関する声明⁵(適用される場合)

納税者は、届出手続を行った後もこれらの書類を保管し、税務機関による事後管理(調査)に備えなければなりません。

⁵ 36号通達の付属文書4によれば、納税者が増値税ゼロ税率の適用されるサービスまたは無形資産を販売する場合、増値税ゼロ税率の適用を放棄し、免税または規定に従って増値税を納付することを選択することができる。

投資入門 Q&A

財務・税務デューデリジェンスにおける中国企業特有の留意点

今回のテーマは中国企業に対する財務・税務デューデリジェンスです。デューデリジェンス(以下、「DD」と省略)とは、投資に先立ち投資対象企業の資産・負債の内容、潜在リスク、問題点等を調査することですが、中国企業に対する DD においては、一般的な日本国内企業に対する DD と比較し、特有の留意点があります。

本稿では、特に財務・税務 DD の領域における留意事項及び実際の DD での典型的な発見事項を紹介します。

Q. 中国企業への投資に先立ち財務・税務デューデリジェンスを検討しています。中国企業に特有の留意点があれば教えてください。

1. DD 全般における留意事項

① DD ベンダーの選定

中国企業に対する DD を行う場合には、まず言語の問題をクリアしなければなりません。特に中国資本の企業(中国内資企業)の場合には、資料やインタビュー等全ての場面で中国語での対応が必要となりますが、一方で DD 結果を社内で共有する必要があるため、中国語／日本語(又は英語)といった複数言語に対応できることが必須条件となります。

② 実施する DD の種類

DD にはビジネス、財務、税務、法務、人事、IT、など様々な領域がありますが、どの範囲で DD を実行するかは各領域におけるリスクや費用対効果を勘案する必要があります。まず、中国内資企業では大胆な租税回避行為を行う等、高い税務リスクを抱えているケースがあり、これに関連して財務報告も歪められている場合があります。また法務面においては、違法行為、適切なライセンスの未取得、不動産登記情報更新の遅れ等の問題が散見されます。したがって、特に財務・税務・法務については適切な専門家に依頼し、入念な DD を行うことが買収側のリスクを低減するために有用であると考えられます。

③ 資料の入手

中国では、VDR(バーチャル・データルーム)の使用が日本や他の欧米諸国ほど普及していません。そのため、DD で依頼した資料はメールやハードコピーなどで提供されることが一般的です。電子データで情報が提供される場合には、特にエクセルファイルでは言語設定の影響で文字化けが生じてデータが読み取れないことが多々あるので留意が必要です。また、DD 対象会社の IT 環境が脆弱な場合には、そもそも電子データが準備できず、現地を訪問してハードコピーを閲覧するしかないという状況もあり得ます。

④ 現地の訪問

DDには、遠隔地において資料の閲覧のみを行うデスクトップDDと、現地訪問を行うオンサイトDDがありますが、オンサイトDDを行うことがより効果的です。特に中国企業では、購入から間もない建物や設備の老朽化が想定以上に進んでいるケースや、資産や情報の管理が杜撰なケース、管理担当者に必要な知識や経験が不足しているケースなどが多く存在します。投資実行後、スムーズに経営統合を実現するためには、実際に現地を訪問し、買収資産を視察し管理担当者などに直接インタビューすることで、DD対象の現状や管理水準を適切に把握することが必要です。

2. 財務・税務DDにおける典型的な発見事項

次に、中国企業を対象とした財務・税務DDにおいて検出される典型的な発見事項を紹介します。

① 社会保険料の過少納付

中国では、五险一金とよばれる社会保険制度が実施されています。五険とは養老保険、医療保険、労災保険、失業保険、出産保険を、一金とは住宅積立金を指しています。五险一金の基本的な計算方法は納付基数×料率で、納付基数は各従業員の過去12か月の賃金収入総額(残業代、賞与、各種手当を含みます)の平均月額とされています(納付基数には上限、下限が設定されています)。また、保険の種類により、企業負担のみのもの、個人負担および企業負担ともに必要なものがあります。中国の社会保険料の企業負担は世界的に見ても重く、五险一金の企業負担額は支払給与額の40%以上にも達することも珍しくありません。このため、企業の社会保険料の負担を低く抑えるため、法定の最低賃金を納付基数として使用する等の方法により、企業による社会保険料の過少納付が行われるケースがあります。また、2011年7月施行の「社会保険法」及びその関連通達¹により、外国人についても中国の社会保険制度の適用が定められていますので、外国人の社会保険料の過少納付の有無についても留意が必要です。

社会保険料の過少納付は、従業員にとっても納付負担額が減少し手取り収入が増加するため、従業員から当局に告発されるリスクが低いという一面があります。その一方で、買収後に過少納付が当局に発覚した場合には、過去に遡って延滞金を含めた不足額を追納する必要が生じるというリスクがあります。また、社会保険料の過少納付により生じた不利益に関し、従業員が事後的に会社に対して訴訟提起するリスクも否定できないことから、DDの過程で過少納付が発見された場合には、瑕疵をどのように治癒するか(または取引価格に織り込むか)について、予め当事者間の協議を行う必要があります。

¹ 「中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法」(人力資源社会保障部令第16号)、「中国国内で就業する外国人の社会保険加入業務の適切な実施に係る関連問題についての通知」(人社庁[2011]113号)等

② 発票基準から発生主義への修正

中国企業が、収益・費用の認識を増値税インボイス発行／入手時点で行う、いわゆる発票基準を採用する傾向にあることは、過去の記事において紹介したとおりです（[「デロイト トーマツ チャイナ ニュース」Vol.156](#) 参照）。財務・税務 DD においては、対象会社の持分価値算定の基礎となる正常的な収益力を算定するために、過年度の業績に調整を加えることがあります。現金主義に近い発票基準ベースの財務数値から発生主義ベースの数値への修正は、典型的な調整項目として指摘されています。

③ 二重帳簿と発票のない取引

オーナー企業等、経営者に権限が集中している中国内資企業では、社内外の監視が十分に行き届いておらず、課税回避のために会計帳簿が二重（いわゆる「二重帳簿」）となっているケースがあります。例えば、サプライヤーや得意先と結託して、事業場の取引を簿外で処理し、対応する売買代金やコミッションの決済は、オーナーの個人口座等を利用して処理する、というようなケースがみられます。このような取引は、課税回避に加えて、得意先に対する水面下のキックバックの原資となる裏金のプールを目的としていることもあります。

会社に資金不足が生じたなどの理由により、このような簿外取引によってオーナー個人の口座に入金された資金を会社の口座に返金させるケースがあります。そのような場合、会社側では、辻褄を合わせるためにオーナー個人からの借入金（または未払金）として入金処理している場合があります。その場合、帳簿上は、オーナー個人からの借入金や未払金が増加している等の現象として現れることがあります。

執筆:有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 三好 高志
監修:デロイト トーマツ合同会社 三浦 智志、鄭 林根、小林 信虹、西村 美香 デロイト トーマツ税理士法人 大久保 恵美子
執筆協力:デロイト中国ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイト トーマツ合同会社

本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6720-8341 / Fax:03-6720-8346
三浦 智志 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 江川 由美子 / 小林 信虹 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋
Tel:052-565-5511 / Fax:052-565-5548
前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel:092-751-0931 / Fax:092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL:03-6213-1180 FAX:03-6213-1085
福島 和宏 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel:+86-21-6141-8888 / Fax:+86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict,Dalian, 116011 P.R.C.
Tel:+86-411-8371-2888 / Fax:+86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 P.R.C
Tel:+86-20-8396-9228 / Fax:+86-20-3888-1119
前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel:+86-512-6762-1238 / Fax:+86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel:+86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel:+86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou,310013, PRC
Tel:+86-571- 2811-1900 / Fax:+86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel:+86-592-2107-298 / Fax:+ 86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel:+853-2871-2998 / Fax:+ 853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039
上村 哲也 / 藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 粟野 清仁

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-3800 / Fax:03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

〒100-0005 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-5220-8600 / Fax:03-5220-8601
野村 修一

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel:+86-10-8520-7788 / Fax:+86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin,300051 P.R.C.
Tel:+86-22-2320-6688 / Fax:+86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel:+86-755-8246-3255 / Fax:+86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel:+852-2852-1600 / Fax:+852-2542-4597
中川 正行 / 松山 明広 / 小川 康弘 / 福田 素裕

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza,150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel:+86-531-8518-1058/ Fax:+ 86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C
Tel:+86-23-6310- 6206/ Fax:+ 86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel:+ 86-25-5790 -8880/ Fax:+86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel:+ 86-27-8526-6618/ Fax:+86-27-8526-7032

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited